

特定非営利活動法人学習分析学会 会員規約

第1条 会員の定義

個人会員および団体会員（以下、会員という）とは、特定非営利活動法人学習分析学会（以下、本法人という）の目的に賛同し、本法人に入会を認められた個人および団体のことをいいます。なお、会員は特定非営利活動促進法における正会員ではなく、議決権を持たない賛助会員です。

第2条 入会申込み

入会を希望する場合は、本規約を承認した後、本法人のWebサイトの入力フォームに必要事項を入力する、または所定の申込み用紙に必要事項を記入し、本法人に提出することで入会の申込みを行います。

入会の申込みをされた方には、会員番号をメールで送信します。入会申込みの旨が本法人に到着し、本法人から会員番号等を連絡した日が入会日となります。

第3条 年会費

個人会員は5,000円、団体会員は50,000円の年会費を本法人に納めます。会員は、請求書に記載された金額を指定期日までに払い込むこととします。

第4条 入会拒絶

本法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を認めないことがあります。

1. 登録情報に虚偽の記載をした場合
 2. 本法人の会員として相応しくないと理事会が判断した場合
- 入会拒絶をする場合は、理由を明らかにして本人に通知します。

第5条 会員サイトの利用

会員は、会員番号と登録したパスワードで本法人が提供する会員サイトを利用できます。

第6条 本法人主催のイベント

会員は、本法人が主催する各種勉強会およびセミナー等のイベントに会員価格で参加できます。

第7条 会員資格の制限

会員はその資格を第三者に利用させたり、譲渡、貸与、売買等を行うことはできません。

第8条 会員の有効期間

会員の有効期間は、入会した年度は入会日から次の3月31日まで、以後は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

会員から退会の申込みがない場合、毎年2月に翌年度の年会費の請求書を郵送します。指定期日までに入金を確認された場合、会員期間を1年間更新します。

入会時の年会費が指定期日までに確認できなかった場合は、入会取消しとします。

第9条 会員資格の喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

1. 会員が退会の申込みしたとき
2. 本法人が指定した期日までに年会費等の入金を確認できなかったとき（注）
3. 本法人に届けた連絡先（メール、住所、電話）のいずれとも連絡がとれなくなったとき
4. 会員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
5. 本法人が除名を決定したとき

（注）請求書に記載された期日までに入金を確認できない場合、本法人事務局より入会継続の意思を確認するメールを送信します。そのメールの指定期日までに入金を確認されなかったとき、退会とします。メール送信後、指定期日までに入金された場合、入金日以後、会員資格が復活します。

第10条 退会

退会を希望する場合は、事務局にその旨を連絡することにより退会することができます。会員有効期間の途中で退会を申し込まれた場合でも、既に払い込まれた年会費は返還しません。

第11条 除名

会員が以下のいずれかに該当する場合には、本法人は除名することができるものとします。

1. 本規約等に違反したとき
2. 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条 会員番号およびパスワードの管理

入会申込み時に与えられる会員番号と会員が登録したパスワードの管理は、各会員の責任において行なうこととし、他者に利用させることはできません。会員番号とパ

スワードを利用して行われた行為は、当該会員番号を保有する会員の責任とみなし、漏洩、不正使用などから生じた損害について、本法人は保証いたしません。

第13条 会員情報の変更

会員は、入会申込み時に記入された内容に変更があったときは、速やかに本法人の会員サイトにて変更することとします。会員情報の変更がされないことによって、本法人から会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、本法人はその責を負わないものとします。

第14条 免責事項

本法人は、会員同士および会員と第三者との間で生じたトラブルに関しては、一切責任を負わないものとします。

第15条 会員情報の取扱

本法人は、会員が申込み時およびアンケート等に記入した情報は厳重に保管します。正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示することはありません。

以 上